

○自動車の特定改造等の許可に関する省令及び自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるもの等について（依命通達）（令和2年8月5日国自審第737号）

令和8年6月4日改正

国自審第585号

（傍線の部分は改正部分）

>

改正後	現行
<p>1. 自動車の特定改造等の許可に関する省令（以下「省令」という。） 第3条第1項第2号の「国土交通大臣が定める場合」は、次の(1)から(7)までに掲げる場合とし、同号の「国土交通大臣が定めるもの」は、それぞれ(1)から(7)までに定めるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 過去に機構に対して提出した車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づき行う認定を受けたことを証する書面にプログラム等の識別番号が記載されている場合 当該プログラム等の識別番号</u></p> <p>2. (略)</p> <p><u>附則（令和8年6月4日国自審第585号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 本改正規定は、令和8年6月4日から施行する。</u></p>	<p>1. 自動車の特定改造等の許可に関する省令（以下「省令」という。） 第3条第1項第2号の「国土交通大臣が定める場合」は、次の(1)から(6)までに掲げる場合とし、同号の「国土交通大臣が定めるもの」は、それぞれ(1)から(6)までに定めるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>